

不正融資に手を染めた 商工中金問題の核心

●不正蔓延の背景には縦割り行政の弊害も!?



経済ジャーナリスト
村山 敦

商工組合中央金庫が行った危機対応融資による不正融資が大きな波紋を広げている。健全な企業の財務資料の改ざんという不正はなぜ起きたのか、その背景には何があったのか。問題の根源をたどると、そこには縦割り行政の弊害も垣間見える。

10月25日、商工中金は危機対応融資を使った不正に対する調査報告書を発表した。同報告書によると、全100店舗のうち97店舗で不正が行われ、同融資が実施された21万9923口座のうち、不正があると判定されたのが4609口座、判定不能のため疑義が払拭できなかったのが7569口座あった(図表1)。

不正が行われた4609口座における融資実行額は、2646億4900万円に上り、この不正に関与した職員数は444人に上った。なお、危機対応業務開始以降、2016年11月までの営業担当者は、延べ約2300人である。

そもそも、今回の不正はどのようなものだったのかといえば、本来災害などで一時的に業績が悪化した第三者委員会報告書を受け、商工中金は2017年4月25日、社長直轄の危機対応業務等改革本部(以下「改革本部」)を設置。第三者委員会による調査未了の口座について、外部専門家の参画を得たうえで、調査を実施することとした。

この調査では、危機対応融資を実行した口座のうち、第三者委員会では調査の対象とされていない口座について、稟議書に添付するため顧客から受領した試算表や裏付け資料等のエビデンス(試算表等)を自作し、あるいはそれらの数字を改ざんするなどして、あたかも事実であるかのごとく偽装する行為(以下「不正行為」)の有無の調査が行われた。

継続調査の中で確認された不正行為は、①貸出稟議起案時に要件確認に使用するエビデンスの自作・改ざん、②雇用維持利子補給制度において貸出実行の6カ月後の雇用維持確認に使用するエビデンスの自作・改ざん、従業員数確認のための人数内訳の虚偽記載の二つに大別された。

した企業に対して適用される危機対応融資を、健全な企業の財務資料などを改ざんすることで、業績が悪化したように偽装して実行したものであった。

組織的隠ぺいの有無に 調査範囲が拡大

まずは、報告書から今回の不正

の概略を見てみたい。2016年10月24日、商工中金鹿兒島支店において、危機対応融資で稟議に使用する試算表の改ざん等の不正行為が多数存在することが発覚した。これを受け、監査部による特別調査を実施するとともに、同年11月22日、鹿兒島支店の不正行為について監督官庁への

図表1 調査結果

| | |
|---------------------------|-------------|
| 調査口座 | 219,923 口座 |
| 不正がない口座 | 194,631 口座 |
| 疑義口座 | 25,292 口座 |
| 不正がないと判定した口座 | 13,114 口座 |
| 判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかった口座 | 7,569 口座 |
| 不正があると判定した口座 | 4,609 口座 |
| 不正があると判明した口座の融資実行額 | 2646億4900万円 |
| 不正があると判明した口座の営業店舗数 | 97店舗 |
| 不正行為者数 | 444名 |

出所：商工中金の報告書

商工中金は、第三者委員会に対し、当初全国の支店での危機対応業務における不正の実態を明らかにし、調査結果に基づいて原因を究明して、再発防止のための提言を行うことを依頼した。

調査の過程で、池袋事案(2014年12月から翌年1月にかけて行われた、池袋支店での不正疑義案件に対する監査部による特別調査)、組織的隠ぺいの有無についても調査範囲が拡大した。

第三者委員会は、2016年12月12日から2017年4月24日までの間、ヒアリングや各種資料の検証等の調査を行い、2017年4月25日、調査結果の報告書(以下「第三者委員会報告書」)を取りまとめた。